



令和7年5月1日

【照会先】
高知労働局 労働基準部健康安全課
健康安全課長 門 脇 勲
地方労働衛生専門官 生 永 実
(直通電話) 088-885-6023

報道関係者 各位

職場における熱中症対策について

～「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します～
～令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます～

高知県内では、令和6年の熱中症による死傷者数^{注1}は96人と、前年と比較して48人の増加となっています。このうち、休業4日以上^{注2}の死傷者も6人と、前年と比較して3人の増加となっています。

高知労働局(局長 菊池 宏二)は、職場での熱中症が毎年発生していることを踏まえ、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間：5月1日～9月30日・重点取組期間：7月)を実施します。

また、令和7年6月1日から施行される改正労働安全衛生規則(以下「改正安衛則」という。)により事業者¹に義務付けられる熱中症の重篤化防止対策の周知・徹底を図ります。

注1： 労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。

注2： 労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者を含む。

熱中症による労働災害は、毎年、気温や湿度の上昇する6月から9月にかけて発生する傾向にあり、屋外作業が多い建設業や暑熱作業のある製造業、運送業における荷の積み降ろし作業等の暑熱環境で作業を行う事業場などは特に注意が必要です。

また、改正安衛則により、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制の整備」、「手順の作成」、「関係者への周知」が事業者¹に義務付けられることとなりました。

このため、下記のとおり周知・徹底を図ります。

記

- 1 建設業、製造業、運送業などの事業者団体等に対し、職場における熱中症の予防対策、重篤化防止対策(別添資料2(4ページ)参照)の徹底を要請します。

2 各種説明会や様々な機会を通じ、職場における熱中症対策について周知・徹底を図ります。

3 当該改正安衛則の内容と熱中症予防対策に関するオンライン説明会を、高知産業保健総合支援センターと共催で実施します。(別添資料4参照)

開催日時:第1回目 令和7年5月29日(木)14:00～

第2回目 令和7年5月30日(金)14:00～

(＊第1回目、第2回目とも内容は同じです。)

事業場における熱中症の対策や管理の指標に関しては暑さ指数(WBGT)の把握の促進が行われており、当該WBGT基準値に応じた職場における熱中症予防対策を周知することとしています。

暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱(日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱)を考慮した指数です。暑さ指数計で計測します。

< 高知県における発生状況 >

休業4日以上[※]の熱中症は過去5年間で23人となっていますが、6月以降毎月発生しており、最も発生件数の多い8月に向け急増しています。また、休業4日未満のものを含めると毎年40～90件程発生しており、早い時期からの暑熱順化を見込んだ取組みを行うことが重要です。(別添資料5(図1、3)参照)

時間帯別発生状況をみると、12時台が最も多くなっており、一般的に気温が最も高くなる時間帯に至るまでに多くの発生が認められます。(別添資料5(図4)参照)

年齢別発生状況をみると、年代が高くなるほど増加しており60歳代が最も多くなっていますが、20歳代から60歳代まですべての年代で発症しており、年代にかかわらず注意が必要です。(別添資料5(図5)参照)

別添資料 1 リーフレット「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

別添資料 2 パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

別添資料 3 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第五七号)

別添資料 4 リーフレット「熱中症対策セミナー」

別添資料 5 熱中症による労働災害発生状況(高知労働局管内の過去5年間の分析データ)



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

—— キャンペーン期間 ——

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
✓チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

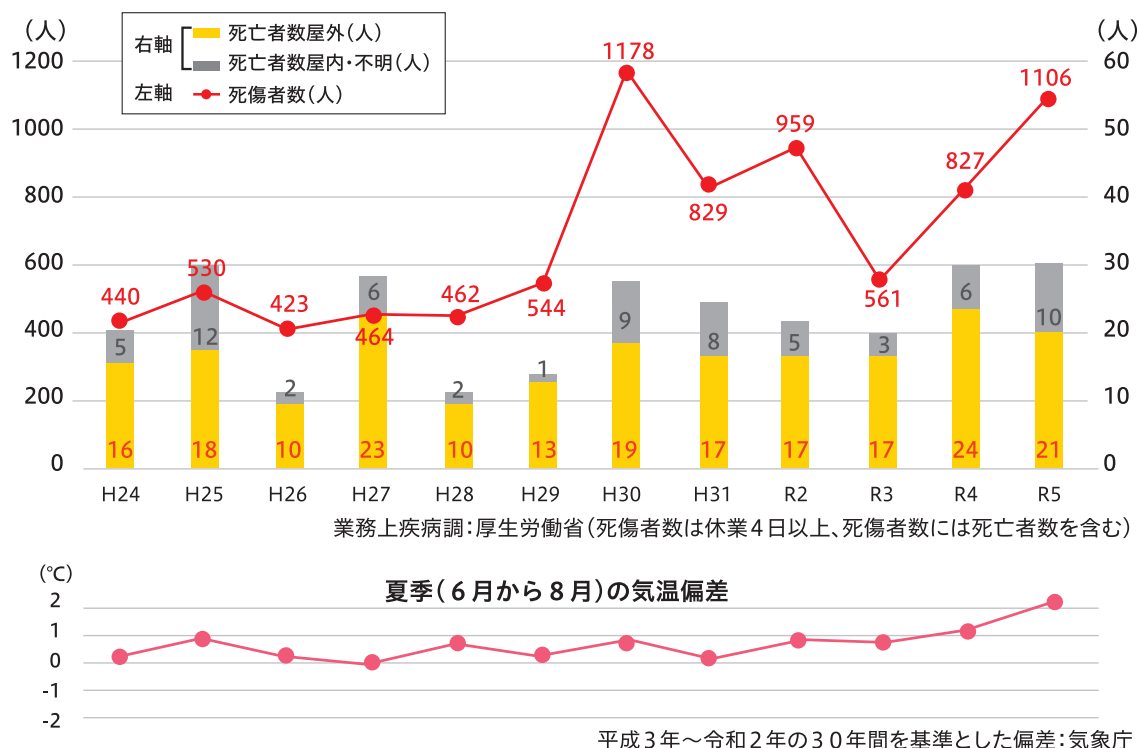


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

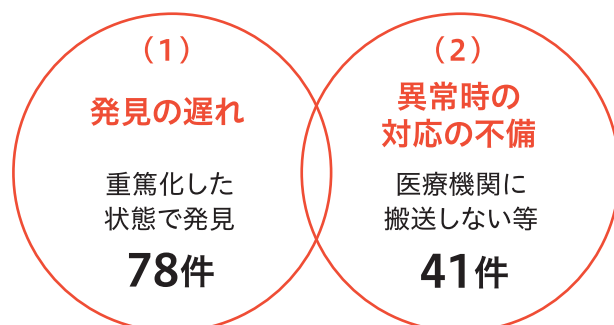
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

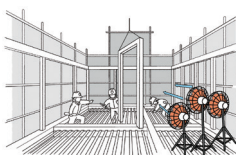
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

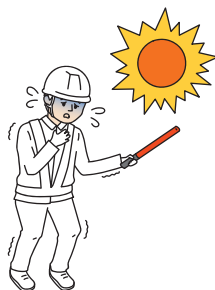


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

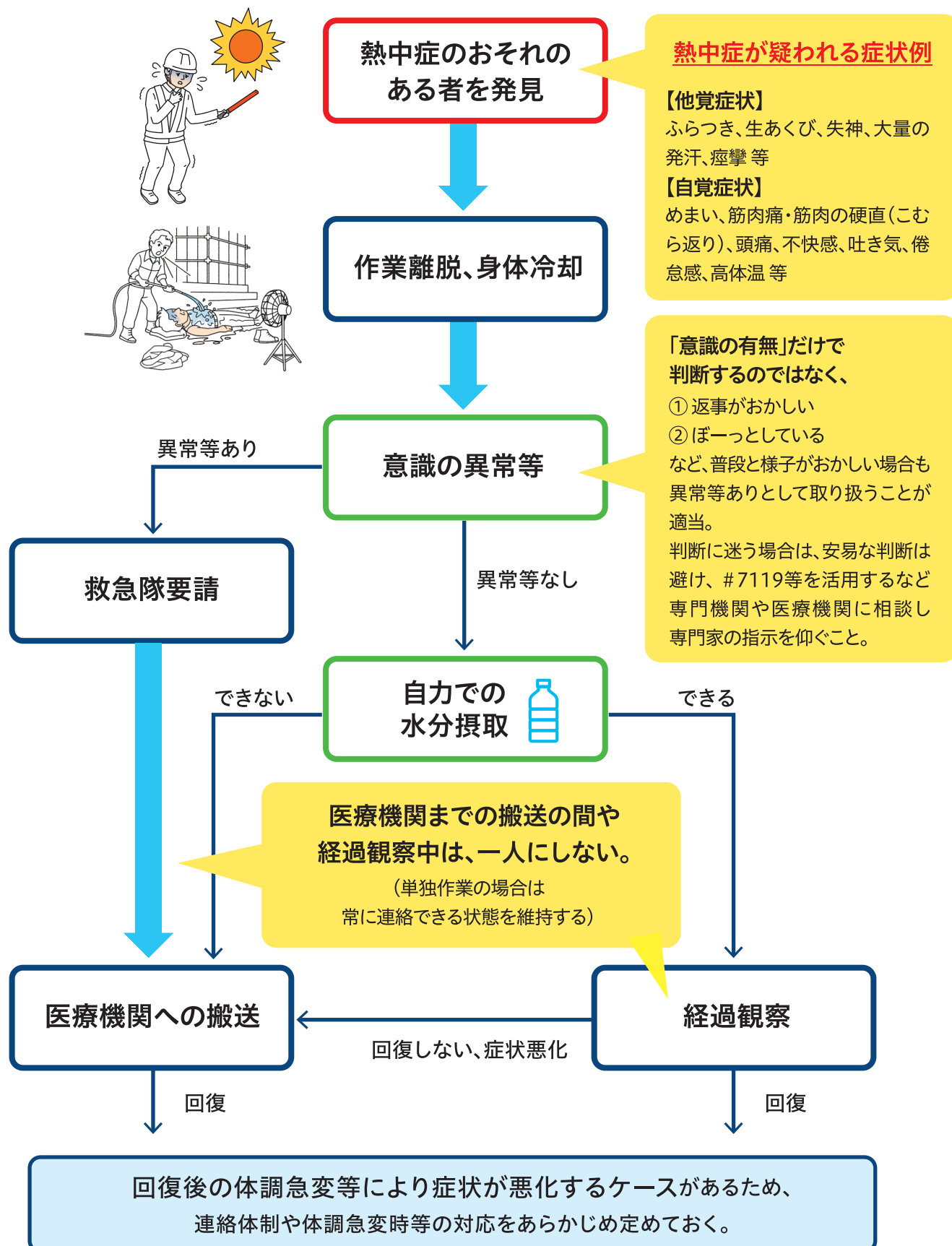
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章～第四章 (略) 第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条の二) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。	目次 第一編・第二編 (略) 第三編 衛生基準 第一章～第四章 (略) 第五章 温度及び湿度(第六百六条―第六百十二条) 第六章～第九章 (略) 第四編 (略) 附則 (新設)

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。



Web Seminar

あなたの職場の 熱中症対策は 万全ですか？

職場での熱中症により近年は、一年間で約30人が亡くなり、約1000人以上が4日以上仕事を休んでいます。



熱中症対策セミナー

～ホットな身体にハッとご用心～

暑い時期、日常に潜む怖～い「熱中症」。実は室内で何もしていなくても発症することがあるんです。熱中症を知り、己のカラダの状態を知れば百戦危うからず。正しい知識を身に着け、自分でできる熱中症対策をしてみませんか。

講師

門田 義彦 氏 （門田労働衛生コンサルタント事務所 所長）

対象

労働者、事業主、事業場の安全衛生管理者等

形式

ZOOM ウェビナーによる動画配信 （※第1回目、第2回目とも、配信内容は同じです）

第1回目

令和7年5月29日（木）

14:00 ～（視聴時間40分程度）

ZOOM視聴申込登録はこちらから →

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_MxZfK143RZaq65TrbcqiMw



第2回目

令和7年5月30日（金）

14:00 ～（視聴時間40分程度）

ZOOM視聴申込登録はこちらから →

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_7F812IfPRK-mpcC_gbJoUA



厚生労働省が労働災害防止団体などと連携して実施する令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に合わせ、今夏における熱中症災害防止のため、労働者に向けたWEBセミナーを開催します。



無料!



【主催】 高知産業保健総合支援センター

【共催】 高知労働局・各労働基準監督署

お問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構

高知産業保健総合支援センター

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階
TEL:088-826-6155 / FAX:088-826-6151

ばんぼ
センター

働く人の「こころ」と「からだ」の
健康管理について相談できる窓口があります

熱中症による労働災害発生状況(令和2年～令和6年)

高知労働局

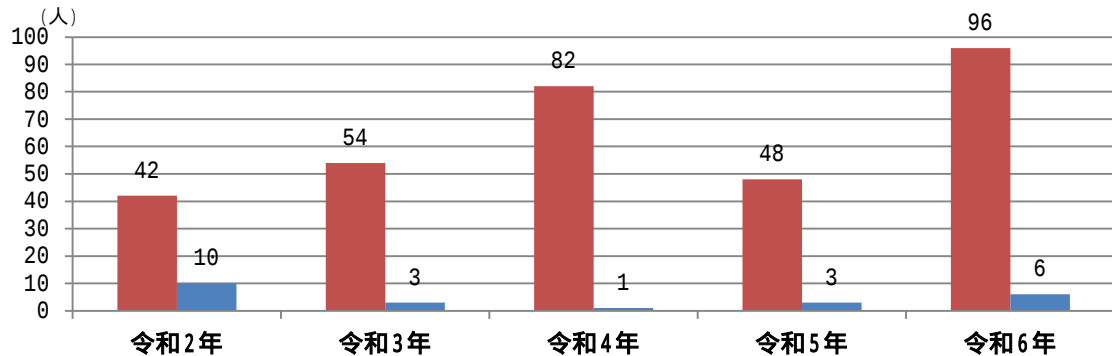
1 熱中症による死傷者の推移

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	計
死傷者数 ^{注1)}	42	54	82	48	96	322
休業4日以上(内数) ^{注2)}	10	3	1	3	6	23
死亡者数(内数)	0	0	0	0	0	0

注1：労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。

注2：労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。

図1 熱中症による死傷者数の推移(令和2年～令和6年)

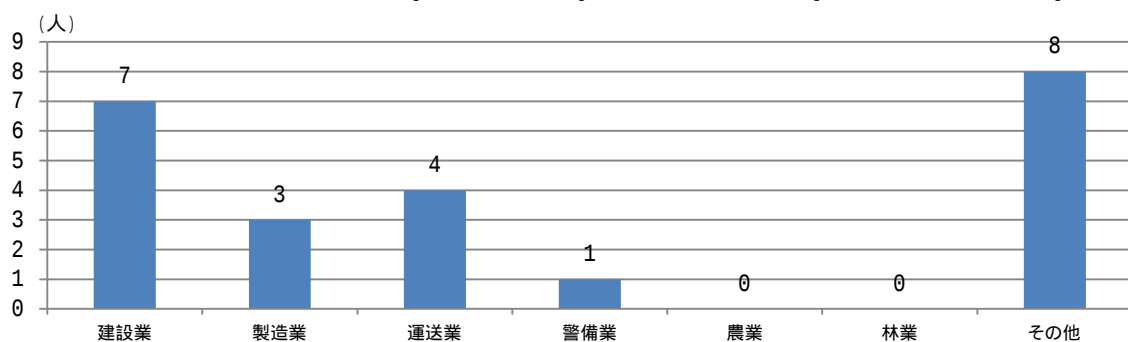


2 業種別発生状況(休業4日以上)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	農業	林業	その他	計	死亡者数(内数)
令和2年	3		1				6	10	0
令和3年	1	1	1					3	0
令和4年							1	1	0
令和5年	1		1	1				3	0
令和6年	2	2	1				1	6	0
計(人)	7	3	4	1	0	0	8	23	0

死亡者数は、その業種の内数である。

図2 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別発生状況(令和2年～令和6年)

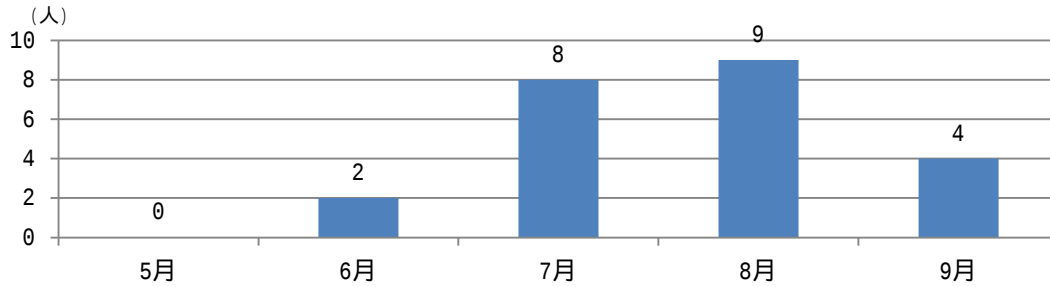


3 月・時間帯別発生状況(休業4日以上)

(1) 月別発生状況

月	5月	6月	7月	8月	9月	計(人)
令和2年		1	1	7	1	10
令和3年		1	1	1		3
令和4年					1	1
令和5年			2		1	3
令和6年			4	1	1	6
計(人)	0	2	8	9	4	23

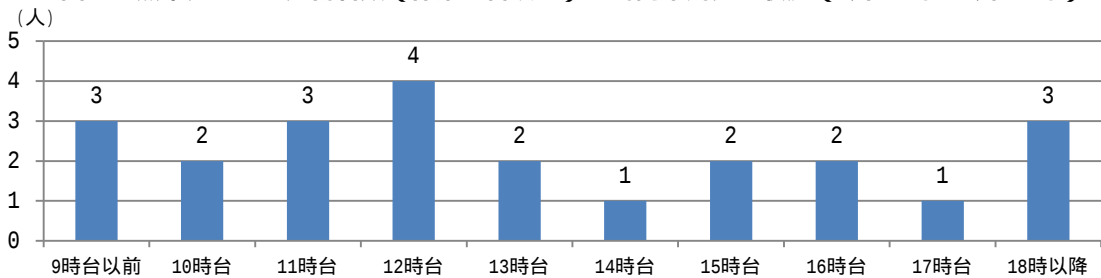
図3 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の月別発生状況(令和2年~令和6年)



(2) 時間帯別発生状況

時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計(人)
令和2年	1	1		2	1	1	1	1	1	1	10
令和3年	1			1						1	3
令和4年			1								1
令和5年	1			1				1			3
令和6年		1	2		1		1			1	6
計(人)	3	2	3	4	2	1	2	2	1	3	23

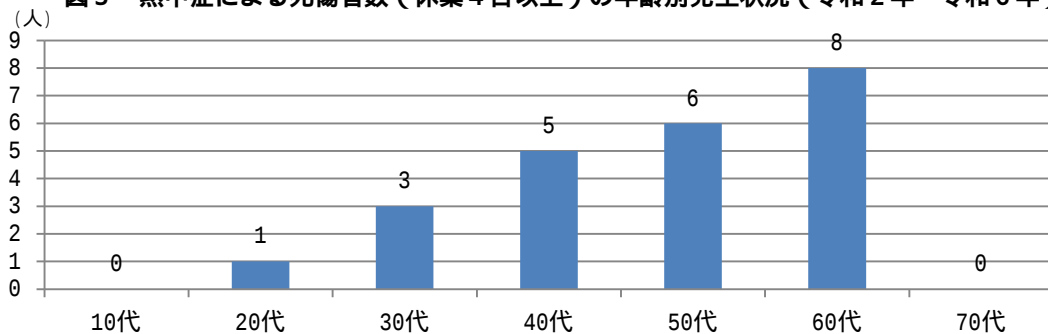
図4 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の時間帯別発生状況(令和2年~令和6年)



4 年齢別発生状況(休業4日以上)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計(人)
令和2年			1	1	3	5		10
令和3年		1			2			3
令和4年				1				1
令和5年				2	1			3
令和6年			2	1		3		6
計(人)	0	1	3	5	6	8	0	23

図5 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の年齢別発生状況(令和2年~令和6年)



5 災害の程度別発生状況(休業4日以上)

年代	4~7日	8~14日	15~21日	22日~1月以内	1月超~3月以内	3月超	死亡	計(人)
令和2年	3	5	1	1				10
令和3年	3							3
令和4年		1						1
令和5年	2	1						3
令和6年	5				1			6
計(人)	13	7	1	1	1	0	0	23

図6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の災害の程度別発生状況(令和2年~令和6年)

